

各位

大阪弁護士会
会長 畑 守 人

貸金業法の完全施行に向けて

平成18年12月国会にて改正貸金業法が成立し、これまで段階的にその施行がなされてきました。

そして、上記改正貸金業法のうち、中心的な改正点である貸出にあたっての上限金利規制や貸付額の総量規制などの多重債務者発生防止のために重要な内容について実施する最終施行が平成21年12月をめどに、遅くとも平成22年6月19日までに予定されており、多重債務者発生の防止やその救済のために早期の完全施行が待たれるところです。

しかしながら、近時、上記最終施行を控えて、金利規制や総量規制を実施した場合に悪影響が出る等として、最終施行の完全施行に反する動きもみられるところです。

そのため、現時点において、貸金業法の積極的意義を再確認すると共に貸金業者側の主張内容の問題点を明確にし、貸金業法の完全施行に向けての課題や今後のあるべき対応を明確にすることが極めて重要となっています。

そのためには、貸金業問題に積極的に関わる弁護士や、学者、ジャーナリストやセーフティネット貸付に関わる方など知見のある方々を報告者あるいはコメンテーターとして招き、以下の要領にて、本シンポジウムを実施いたします。

貴重な機会ですので、多数の関係者各位のご参加をお待ちしております。

なお、ご出席いただけます場合は、下記回答欄にご記載いただき、ファクシミリにてご返信くださいますようお願いいたします。

記

■ 日 時：2009年8月1日（土）午後1時～午後4時

■ 会 場：大阪弁護士会館 2階ホール

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目12番5号 TEL：06-6364-1227



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

裏面のシンポジウム参加申込票にてお申込ください。



- 参加費用：無料
- 企画概要：

1. 改正貸金業法の改正の骨子と進行状況に関する報告

《報告者》 弁護士 白崎 識隆 (大阪弁護士会多重債務者救済対策本部委員)

2. 基調報告

「貸金業法施行をめぐる現在の状況について」

《報告者》 弁護士 宇都宮 健児 氏 (日弁連多重債務対策本部本部長代行)

3. パネルディスカッション

「貸金業法完全施行に向けて」

《コーディネーター》 山 田 治 彦 氏 (大阪弁護士会多重債務者救済対策本部委員)

《パネリスト》 宇都宮 健 児 氏 (日弁連多重債務対策本部本部長代行)

北 健 一 氏 (ジャーナリスト)

千 原 茂 昭 氏 (全国労働金庫協会広報渉外部推進役)

鳥 畑 与 一 氏 (静岡大学人文学部教授)

以上

————— 回 答 (FAX:06-6364-0252) —————

シンポジウム参加申込票

※ 参加希望者のみ、この面をFAXにてご送付ください。【締め切り:2009年7月22日(水)】

送付先:大阪弁護士会多重債務者救済対策本部担当事務局(FAX:06-6364-0252)

2009年8月1日(土) シンポジウム「貸金業法の完全施行に向けて」に

参加します

所属 _____

貴名 _____

ご連絡先 TEL (_____)

ご連絡先 FAX (_____)

※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。